

消防の動き



2010
11
No.476

- 平成22年4月1日現在の消防団員数(速報値)
- 防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果
- 聴覚・言語機能障がいに対応した緊急通報技術に関する検討会の開催



FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



平成22年4月1日現在の消防団員数(速報値)..... 4

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果... 6

平成22年11月号 No.476

巻頭言 予防委員長都市として(千葉市消防局長 安川 光雄)

Report

聴覚・言語機能障がいに対応した緊急通報技術に関する検討会の開催..... 8

TOPICS

防災功労者内閣総理大臣表彰式の開催..... 9
「救急の日2010」の開催..... 10
平成22年度救急功労者表彰式の開催..... 12
第29回全国消防殉職者慰霊祭の開催..... 14

住警器Now!

～第5回～ 補助金制度による自治体内100%設置(東京都檜原村)..... 15

緊急消防援助隊情報

平成22年度総合防災訓練の実施概要..... 18

消防通信～北から南から

神奈川県 藤沢市消防本部「一生住み続けたいまち 湘南藤沢」..... 20

消防通信～望楼

盛岡地区広域行政事務組合消防本部(岩手県)／酒田地区広域行政組合消防本部／酒田市消防団(山形県)..... 21
奈良市消防局(奈良県)／八幡浜地区施設事務組合消防本部(愛媛県)

消防大学校だより

平成23年度消防大学校教育訓練計画..... 22
消防大学校成績優秀者..... 23
消防研究センターにおける製品火災原因調査..... 24

広報資料(12月分)

消防車等の緊急走行に対するご理解とご協力を..... 26
セルフスタンドにおける安全な給油について..... 27
雪害に対する備え..... 28
地震発生時の出火防止..... 29

INFORMATION

危険物事故防止対策論文の募集..... 30
第14回消防防災研究講演会／9月の主な通知／消防庁人事..... 31



表紙
千葉市消防局
秋の火災予防運動に向けた
立入検査において消防設備
の点検を行う職員

予防委員長都市として



千葉市消防局長 安川 光雄

千葉市は人口96万人を擁し、平成4年の全国12番目の政令指定都市移行以来、早18年余を数え、先端技術を研究する企業などが集積する科学のまちとして、また、千葉ロッテマリーンズとジェフユナイテッド市原・千葉という二つのプロチームのホームタウンといった、地域資源にあふれる都市です。

その消防防災を担う千葉市消防局は、職員946人と、ヘリコプター2機、消防艇1艇を含む消防車両等200余台を配備し、災害の防除軽減に日々たゆまぬ努力を重ねております。そして全国消防長会事業推進委員会の予防委員長都市として、さまざまな諸課題を検討・審議し、方針の樹立や具体的な施策の措置推進を図っているところであります。

中でも、住宅用火災警報器の普及への取組につきましては、早期設置が市民の被害軽減に有効であり広報効果が見込まれるという意見を踏まえ、条例により平成20年5月末日までを猶予期間として既存住宅への設置を義務付けました。また、住宅用火災警報器の早期設置を含めた住宅防火意識の高揚を図るための一施策として、例年6月に「住宅防火フェア」を開催し、キャンペーンを行っております。特に平成19年には、総務省消防庁主催のシンポジウムが本県で開催されたことから、これをメイン行事として千葉県消防地震防災課、県内消防本部及び関係機関・団体が連携、協力して県民への普及啓発を図ることができました。

さらに、民間賃貸住宅への設置が課題とされる中、千葉市宅地建物取引業共同組合と協力し、賃貸物件のオーナーに対し、「火災が発生した際に、入居者の生命を守る」「賃貸物件のオーナーが、自らの資産である物件を火災から守る」という観点から住宅用火災警報器設置の重要性について説明し、同組合が積極的に共同購入することで、住宅用火災警報器の設置普及を促進しております。この事業が評価された同組合は、総務省消防庁等が主催する第12回防災まちづくり大賞住宅防火部門において、住宅防火対策普及奨励賞を受賞されました。賃貸物件を管理する不動産業者が取付支援や集金業務を行うことで設置促進が効率的に行えるように配慮され、平成21年度末までに2万2千個以上の設置が行われました。

設置状況の確認については、政府が行った緊急雇用創設事業を活用した委託事業により、各家庭の訪問調査を実施しました。住宅用火災警報器が設置されていない家庭に対しては、同事業により作成したリーフレットを活用して設置促進を行いました。

これらの事業を含め、積極的に広報、調査を行い、設置促進に努めた結果、平成22年6月に消防庁予防課が発表した住宅用火災警報器の普及率の推計結果では、80.3%という高い数値を示すことができました。

近年、住宅火災による死者は全国的には減少傾向にあるものの、依然として1,000人を超える状況であり、その悲劇を未然に防ぐためには、住宅用火災警報器の設置促進は必要不可欠な施策であります。私どもは、今後も予防委員長都市として普及率100%を目指し、さまざまな事業を展開するとともに、全国に向けて発信していきたいと考えています。



平成22年4月1日現在の消防団員数（速報値）

防災課

消防庁では、平成22年4月1日現在の消防団員数（速報値）について取りまとめ、公表しました。

全国の消防団員数は、前年度より1,684人減少し、88万3,710人でした。消防団員数は年々減少していますが、平成17年をピークに対前年減少人数は年々小さくなっています。

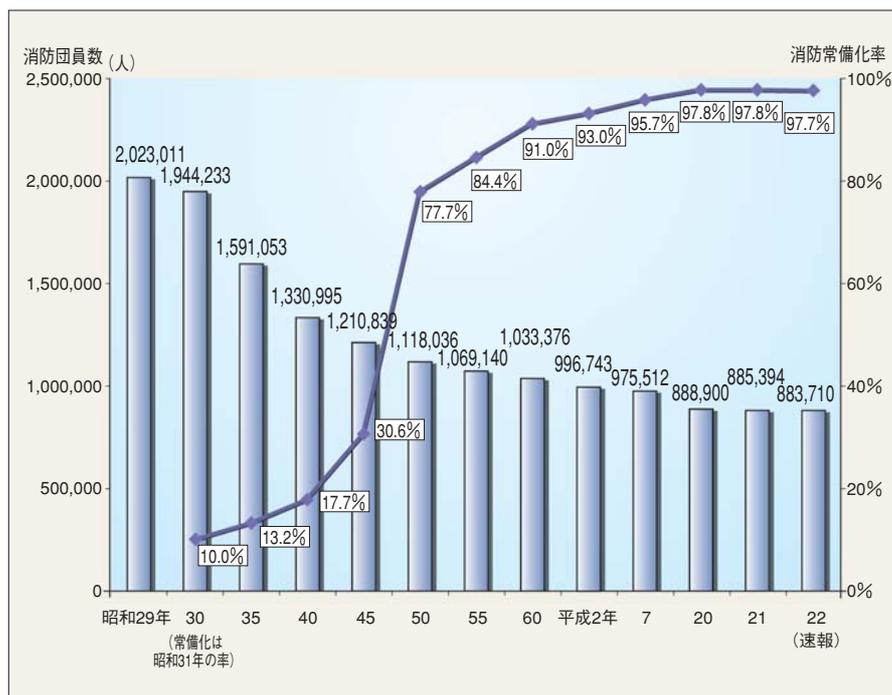
また、消防団員に占める被雇用者の割合は、年々高くなっており、70.7%（前年度70.1%）となりました。

なお、消防団員総数が減少する中で、女性消防団員数は年々増加しており、前年度より1,224人増加し1万9,103人、学生（専門学校生を含む）の消防団員数は、前年度より306人増加して1,821人でした。

1. 消防団・消防団員の現況は、以下のとおりです。

① 消防団数：2,275団（全国ほとんどの市町村に設置）

図1 消防団員数と消防常備化率の推移



② 消防分団数：2万2,772分団

③ 消防団員数：88万3,710人（前年度より1,684人減少）

なお、図1のとおり、昭和29年には200万人以上であった消防団員数は、一方で消防の常備化が進む中、年々減少し、90万人を割り込む状況となっています。

図2 消防団員の対前年減少人数の推移



2. 団員確保に積極的に取り組んだ結果、消防団員が前年度よりも増加した市町村数は611であり、その増加団員数は5,212人でした。一方、消防団員が前年度よりも減少した市町村数は805であり、その減少団員数は6,896人でした。

また、消防団員数が前年度と変



わらなかった市町村数は312でした。

3. 平成17年をピークに、対前年減少人数は年々小さくなっています。

消防団員数は年々減少しており、**図2**のとおり5年前の平成17年に比べ2万4,333人減少していますが、平成17年をピークに、対前年減少人数は年々小さくなっていることから、消防団員確保のための取組の成果が見られます。

4. 消防団員に占める被雇用者の割合が高くなってきており、**図3**のとおり被雇用者団員比率は70.7%となりました。

就業構造の変化に伴い、被雇用者団員の割合が高い水準で推移していることから、消防団の充実強化には、引き続き、事業所の消防団活動への理解と協力が必要になります。

5. 女性消防団員数は1万9,103人で全体の2.2%であり、**図4**のとおり前年度より1,224人増加しました。消防団員総数が減少する中でも、女性消防団員数は年々増加しており、5年前の平成17年に比べ、5,239人増加しました。

また、女性消防団員がいる消防団は1,196団で、全体の52.6%（前年度49.4%）でした。

6. 学生（専門学校生を含む）の消防団員数は1,821人であり、**図5**のとおり前年度より306人増加しました。

消防団員数の減少、平均年齢の上昇が進んでおり、大学生等の若い力の消防団活動への参加が強く期待されており、各地で大学生、専門学校生等の学生消防団員を採用しようという動きが広まりを見せています。

図3 被雇用者団員比率の推移

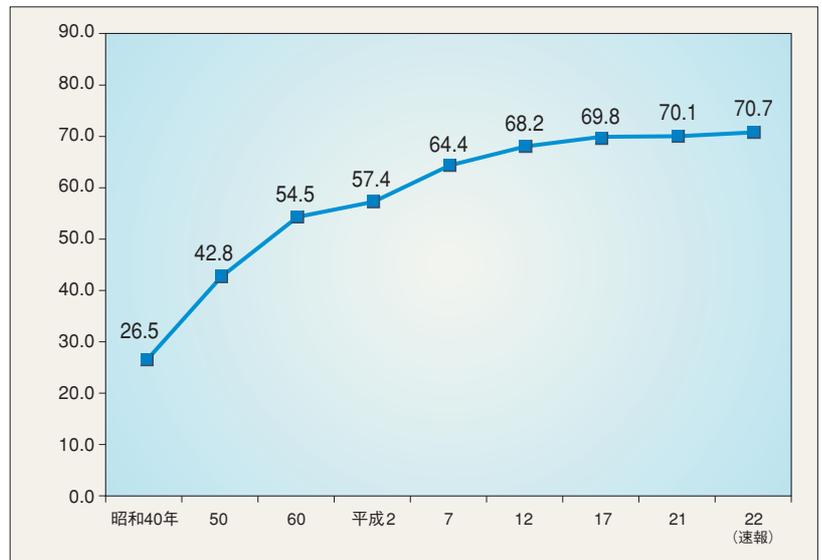


図4 女性消防団員数の推移

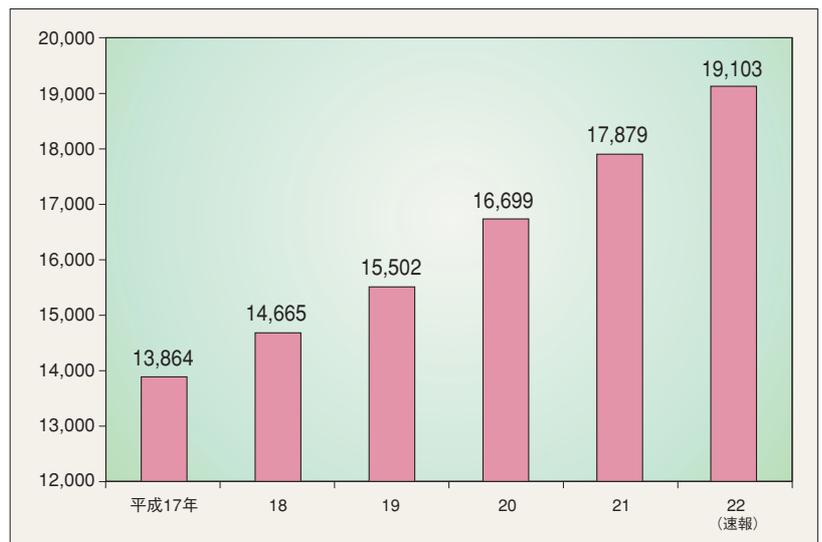
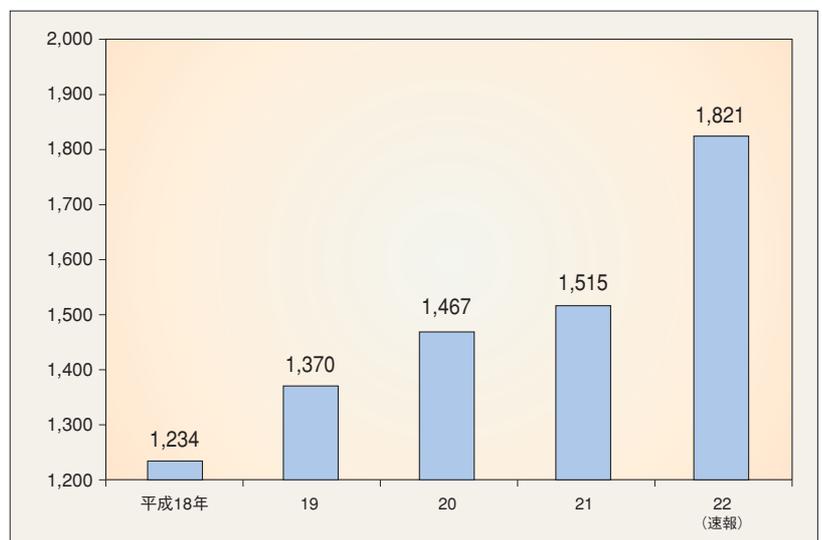


図5 学生団員数の推移





防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果

防災課

1 調査の背景

阪神・淡路大震災（平成7年1月）では、全半壊した建築物は約25万棟にもおよび、震災による死者の約8割が建築物の倒壊によるものでした。

また、新潟県中越地震（平成16年10月）では、一部市町村の庁舎が被災により使用不能となる事態が発生しました。さらに、海外の事例を含めると、中国四川省の大地震（平成20年5月）では、多くの学校施設の倒壊により多数の犠牲者が出るなど被害が甚大なものとなりました。

地方公共団体が所有する公用・公共用施設の多くは、不特定多数の利用が見込まれるほか、地震災害の発生時には防災拠点としての機能を発揮することが求められます。

こうした施設が地震により被害を受けた場合、多くの犠牲者を生じさせるばかりでなく、災害応急対策等の実施に支障をきたし、その結果として防ぐことができたであろう被害の発生や拡大を招くおそれがあります。

災害応急対策を円滑に実施するためには、防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる文教施設（校舎・体育

館）などの公共施設等の耐震化が非常に重要です。

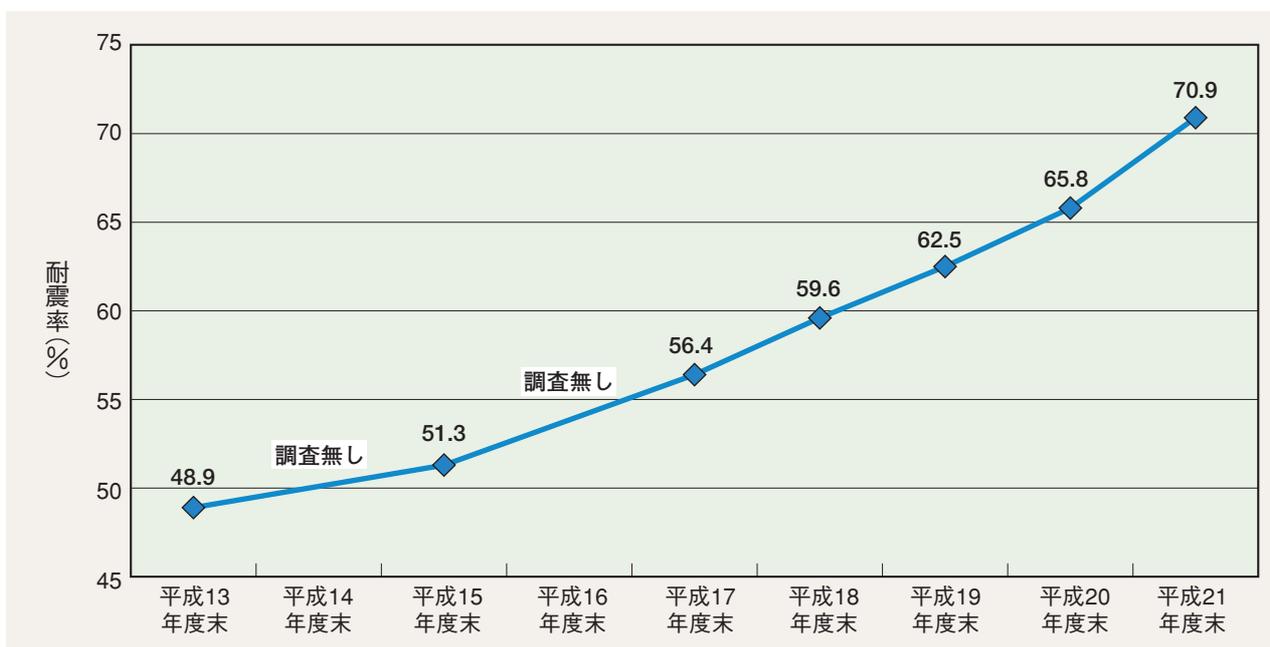
消防庁では、こうした背景の下、平成13年度に設置した「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討委員会」により、地方公共団体（都道府県及び市町村）が所有又は管理する公共施設等について、耐震診断及び改修実施状況等について調査を実施し、「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討報告書」として取りまとめ、その後も調査を実施してきたところですが、平成21年度末時点の調査結果が取りまとまりましたので報告します。

2 調査結果

本調査における「耐震率」とは、対象となる全棟数に占める「耐震性が確保されている」棟数の割合です。

また、「耐震性が確保されている」とは、昭和56年の建築基準法改正に伴い導入された現行の耐震基準を満たす、ということです。この耐震基準は、震度5強程度の地震に対してはほとんど損傷を生じず、震度6強程度の地震に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目安にしたものです。

図1 防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移





調査の結果、平成21年度末の防災拠点となる公共施設等の耐震率及び耐震率の高い都道府県などは、以下のとおりです。

(1) 平成21年度末耐震率：70.9%

平成21年度末時点で地方公共団体が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等は19万1,074棟で、このうち13万5,420棟の耐震性が確保されており、耐震率は70.9%となります。なお、前回調査（平成20年度末：65.8%）と比較すると、5.1ポイント上昇しました。

また、調査を始めてからの耐震率の推移を示すと、図1のとおりです。

(2) 耐震率の高い、上位3都道府県

- 1 神奈川県 (89.8%)
- 2 愛知県 (87.8%)
- 3 東京都 (87.6%)

都道府県別では、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の都県が、上位に多くなっています（強化地域内の都県：東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）。

(3) 耐震率の高い、上位3施設

- 1 消防本部・消防署所 (75.1%)
- 2 診療施設 (74.5%)
- 3 文教施設 (72.7%)

なお、施設別の耐震率は、表1のとおりです。

表1 施設別の耐震率（都道府県+市町村）

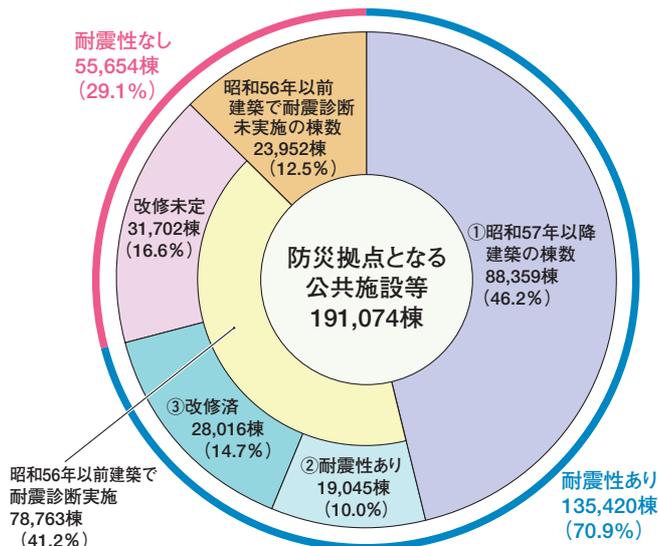
	全棟数		改修の 必要がない 棟数 (耐震性有)	改修済	耐震済 の棟数	H21年 度末 耐震率
	A	B				
1 社会福祉施設	23,489	12,054	3,025	1,127	16,206	69.0%
2 文教施設(校舎・体育館)	116,380	47,445	12,570	24,590	84,605	72.7%
3 庁舎	8,914	3,985	812	769	5,566	62.4%
4 県民会館・公民館等	15,705	8,953	905	388	10,246	65.2%
5 体育館	4,543	2,587	203	157	2,947	64.9%
6 診療施設	3,231	2,071	221	115	2,407	74.5%
7 警察本部・警察署等	5,088	3,024	332	283	3,639	71.5%
8 消防本部、消防署所	6,184	3,713	553	378	4,644	75.1%
9 その他	7,540	4,527	424	209	5,160	68.4%
合計	191,074	88,359	19,045	28,016	135,420	70.9%

(4) 耐震性が確保されている棟数の内訳（図2）

耐震性が確保されている建築物は、以下の①、②、③の合計13万5,420棟になります。

- ① 昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物… 8万8,359棟
- ② 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物… 1万9,045棟
- ③ 耐震改修整備を実施した建築物… 2万8,016棟

図2 耐震性が確保されている棟数の内訳



3 今後の対応

調査結果から、耐震診断の実施及びその結果に基づく耐震措置の実施が着実に進んでおり、結果として防災拠点となる公共施設の耐震化が進んでいることが分かりますが、各地方公共団体においては、耐震診断、耐震改修の推進はもとより、数値目標の設定、耐震診断結果の公表なども含めた、早急かつ計画的な耐震化に係る取組をより一層推進することが望まれます。

消防庁では、耐震率を平成25年度末までに85%とすることを目指し、従前から公共施設等耐震化事業（事業費の90%を起債対象とし、その元利償還金の50%を交付税算入）を実施しており、更に地震による倒壊の危険性が高い（I s値0.3未満）庁舎や避難所については、交付税算入率を2/3に引き上げています。これらの財政措置等により、今後とも地方公共団体の取組を支援していきます。

※防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書（平成22年9月）リンク先

URL：http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2209/220917_1houdou/03_houkokusyo.pdf

聴覚・言語機能障がいに対応した緊急通報技術に関する検討会の開催

防災情報室

1 目的

高齢化の進展や障がい者の社会参加の拡大により、様々な状況における音声によらない緊急通報手段の需要が高まることが予想されます。このため、聴覚・言語機能障がいに対応した緊急通報に当たり、事前登録などの手続きを要さず、いつでも全国どこからでも、音声によらない緊急通報技術について検討することを目的に、検討会を開催します。

2 検討事項

検討会では、主に次の事項について検討します。

- (1) 消防本部における音声以外の緊急通報に関する運用状況や課題
- (2) 音声以外からの緊急通報に関する技術的課題
- (3) 今後のあるべき聴覚・言語機能障がいに対応した緊急通報手段のあり方

3 開催時期

平成22年10月1日（第1回検討会）から同年12月末までを予定。

「聴覚・言語機能障がいに対応した緊急通報技術に関する検討会」構成委員名簿

（敬称略・五十音順）

（座長）

加納 貞彦 早稲田大学大学院
アジア太平洋研究科教授

（委員）

石井 千明 東京消防庁総務部情報通信課長

大西 一正 周南市消防本部警防課指令室長

小野田幸蔵 川崎市消防局警防部指令課長

白石 暢彦 消防庁国民保護・防災部防災課
防災情報室長

鈴木 雅美 柏市消防局警防課指令センター長

野村 歡 国際医療福祉大学大学院教授

細川 直史 消防研究センター技術研究部
地震等災害研究室長

山内 登 湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部
通信指令課長

山岸 一也 さいたま市消防局警防部指令課
情報システム推進室長



第1回検討会開催の様子

防災功労者内閣総理大臣表彰式の開催

総務課

平成22年防災功労者内閣総理大臣表彰式が去る9月2日(木)内閣総理大臣官邸において、菅直人内閣総理大臣、原口一博総務大臣(9月2日現在)などご臨席のもと、盛大に挙行されました。

防災功労者内閣総理大臣表彰は、毎年9月1日を「防災の日」とし、「政府、地方公共団体等関係諸機関を始め、広く国民が、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資する」という趣旨に基づき、行われているものです。

今回は、消防関係として、災害時における人命救助や被害の拡大防止等の防災活動の実施、平時における防災思想の普及又は防災整備の面で貢献し、特にその功績が顕著であると認められる7団体が受賞し、内閣総理大臣から表彰状が授与されました。

平成22年防災功労者 内閣総理大臣表彰受賞者(消防関係)

○団体(7団体)

〔災害現場での顕著な防災活動〕

『平成21年4月山梨県甲州市棚横手山林野火災における
消防団の災害出動』

☆甲州市消防団(山梨県)

『平成21年中国・九州北部豪雨における
消防団の災害出動』

☆篠栗町消防団(福岡県)

〔防災体制の整備〕

☆北条地区コミュニティ振興協議会(新潟県)

☆社南地区防災アマ無線クラブ(福井県)

☆恵那市手話通訳連絡会(岐阜県)

☆紀の川市立荒川中学校(和歌山県)

☆丸亀市川西地区自主防災会(香川県)



防災功労者内閣総理大臣表彰受賞者(全省庁)



代表受領される
甲州市消防団団長 笠原 浩氏



防災功労者内閣総理大臣表彰受賞者(消防庁関係)



代表受領される
北条地区コミュニティ振興協議会会長 江尻東磨氏

「救急の日2010」の開催

救急企画室

はじめに

救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ救急医療関係者の意識の高揚を図るため、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」と定めています。今年の救急医療週間は、9月5日(日)から11日(土)までとなっており、全国各地で種々の行事等が催されたほか、9日(木)及び10日(金)の2日間において、総務省消防庁・厚生労働省・財団法人日本救急医療財団・日本救急医学会の主催により、「救急の日2010」のイベントが東京都港区テレビ朝日イベントスペース「UMU」において開催されました。

「救急の日2010」実施内容

オープニングセレモニーでは、久保信保消防庁長官、大谷泰夫厚生労働省医政局長、島崎修次日本救急医療財団理事長、有賀徹日本救急医学会理事らが出席し、テープカットが行われました。

メインステージ上では、東京消防庁救急隊により、心肺機能停止状態の傷病者に対して救急救命士が行う気管挿管や薬剤投与を含む様々な高度救急救命処置が、実践しながらデモンストレーションされ、多くの人々が足を止めて見入る姿が見受けられました。

9日に行われたスペシャルトークショーではジャーナリストの鳥越俊太郎氏と日本医科大学付属病院横田裕行副院長を迎え、「救急医療を考える」と題して、今年、多くの方が亡くなっている熱中症の予防対策やこれから目指すべき救急医療体制、救急電話相談事業である#7119などの話題が取り上げられ、わかりやすく解説されました。

10日は、元モーニング娘で二児の母親でもあるタレントの市井紗耶香さんが登場し、子どもの家庭内事故の対処法や心肺蘇生法などを実演しました。その他にも日本赤十字社の応急手当指導員が、イベント会場に来場した方を対象に応急手当の指導を行い、救急医療に関するクイズ大会など盛大にイベントが催されました。これらのイベントによって、ご来場された方々には救急業務に対する理解と認識を深めることができたと思います。

おわりに

今年度も救急需要対策の一環として「救急車の適正利用」について各種広報媒体を有効に活用し、一般市民の方々などに救急業務に対する理解と実態について正確な情報提供に努めるなど、引き続き普及啓発活動等を積極的に展開していきます。



オープニングセレモニー



緊迫感あふれる東京消防庁救急隊の実演



鳥越俊太郎氏によるスペシャルトークショー



ドクターヘリ展示



子どもに大人気！消太くん



市井紗耶香さんも応急手当を体験

平成22年度救急功労者表彰式の開催

救急企画室

救急功労者表彰は、救急業務の推進に貢献し、もって国民の生命身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった方々を表彰することにより、救急業務の一層の推進に資することを目的として、毎年、「救急の日」に実施しています。

今年は、9月9日(木)に東京都千代田区麹町のスクワール麹町3階「華の間」において、新井雄治全国消防長会会長、大野慎一財団法人救急振興財団理事長などのご臨席のもと、表彰式が行われました。総務大臣表彰として、原口一博総務大臣から医療関係者の方々（個人12名・団体2医療機関）に対し、また、消防庁長官表彰として、久保信保消防庁長官から消防職員等の方々（個人9名）に対し、表彰状と記念品の授与が行われました。また、受賞者を代表して岡山県の井戸俊夫氏が謝辞を述べられました。

※役職は、平成22年9月9日現在のものです。

今年度の主な受賞者

救急功労者表彰は、永年にわたり救急隊員の教育・指導や救急患者の積極的な受入れなどを通じ、各地域の救急医療を支えてこられた方々や、後身の救急隊員の指導や一般市民への応急手当の普及啓発などを通じ、各地域の救急救命体制の構築に貢献された方々が表彰されています。

受賞された方々のご功績のいくつかを以下、紹介させていただきます。

・「永年にわたり救急隊員及び救急救命士の育成に尽力」 (総務大臣表彰)

北海道の浅井康文様のご功績は、永年にわたり札幌医科大学附属病院で勤務する傍ら、北海道内における救急救命士等の研修講師を積極的に行い、救急救命士等の育成指導に尽力されるとともに札幌市救急業務検討委員会などに参画され、救急業務の高度化に尽力されたことです。

・「永年にわたり救急医療体制の積極的な整備に尽力」 (総務大臣表彰)

岡山県の井戸俊夫様のご功績は、永年にわたり救急患者の受入れを積極的に行うとともに、救急隊員の教育・指導等に深い理解を示し、岡山市の救急医療体制

を積極的に整備されるとともに、岡山県医師会長に就任され、岡山県のメディカルコントロール体制の整備・構築に尽力されたことです。

・「永年にわたり救急救命士の育成に尽力」 (総務大臣表彰)

京都府の谷村伸一様のご功績は、救急救命士養成課程における教育体制の創設に際し、京都市救急救命士養成所開設当時から、中心的な役割を担うとともに、京都府高度救急業務推進協議会委員として京都府内のメディカルコントロール体制の整備構築に尽力されたことです。

・「救急行政の整備及び救急救命士の育成に尽力」 (消防庁長官表彰)

埼玉県の塚田孝様のご功績は、永年にわたり救急救命士として救急業務に従事するとともに、豊富な経験と知識を活かし、埼玉県消防学校救急救命士養成所の設立に尽力され、県内の救急救命士の養成に尽力されたことです。

・「救急行政の整備及び救急救命士の育成に尽力」 (消防庁長官表彰)

福岡県の白石盛雄様のご功績は、永年にわたり救急救命士として救急業務に従事するとともに、救急救命九州研修所や消防大学の講師として派遣され、救急救命士の養成及び救急業務の高度化に尽力されたことです。



平成22年度救急功労者表彰受賞者

平成22年度救急功労者表彰受賞者名簿

総務大臣表彰（個人）

浅井 康文 札幌医科大学医学部 救急・集中治療医学講座 教授
 井戸 俊夫 井戸外科内科医院 理事長
 久場 良也 社会医療法人かりゆし会ハートライフ病院 副院長兼 ICU部長
 古賀 信憲 東京都立墨東病院 病院長
 小澤 修一 兵庫県災害医療センターセンター長 兼 神戸赤十字病院 副院長
 澁谷 正徳 国保松戸市立病院 副院長兼ねて医療安全局長
 白川 洋一 社会医療法人財団大樹会総合病院回生病院 病院長
 立野 進 都農町国民健康保険病院 院長
 谷村 伸一 医療法人タニムラククリニック 院長
 遠山 一喜 高岡市民病院 医療局長（手術・救急担当）
 村田 順 医療法人社団武蔵野会朝霞台中央総合病院 病院長
 山吉 滋 大阪警察病院 救命救急センター長 ER・総合診療センター長（部長）兼務

総務大臣表彰（団体）

医療法人愛宣会 秦病院
 特定医療法人同心会 遠山病院

消防庁長官表彰（個人）

川村 理志 厚木市消防本部 消防監
 菊地美津之 大阪市消防局 消防司令長
 木下 新一 鯖江・丹生消防組合消防本部 消防司令長
 後藤 達広 熊本市消防局 消防監
 志賀 寧 塩釜地区消防事務組合消防本部 消防監
 白石 盛雄 北九州市消防局 消防司令長
 塚田 孝 さいたま市消防局 消防監
 畑 昌幸 白山石川広域消防本部 消防司令
 林 栄太郎 帝京大学医療技術学部スポーツ医療学科救急救命士コース教授



式辞を述べる原口総務大臣



代表謝辞を述べる岡山県の井戸俊夫氏

第29回全国消防殉職者慰霊祭の開催

総務課

去る9月16日(木)に、消防庁の後援のもと、財団法人日本消防協会主催により、第29回全国消防殉職者慰霊祭が日本消防会館ニッショーホールにおいて、厳粛に挙行されました。

今回、新たに合祀された御霊は10柱であり、明治初期から今日までに合祀された御霊は合わせて5,415柱になります。

ここに合祀された御霊は、国民の生命、身体及び財産を守るという崇高な消防の使命感と長い伝統の中で培われた旺盛な郷土愛護の精神に燃え、積極果敢に災害に立ち向かい、尊くもその職に殉じられた全国の消防職団員及び消防協力者の方々です。

会場であるニッショーホール正面祭壇には全国の消防殉職者の霊位が祀られ、全国の消防殉職者のご遺族をはじめ、西岡武夫参議院議長、原口一博総務大臣(9月16

日現在)、新井雄治全国消防長会会長など多くの方々に参列いただきました。

慰霊祭では、始めに高木繁光日本消防協会会長が全国消防殉職者の名鑑(御霊)を霊位の前に安置する「御霊の奉納」を行い、参列者一同、消防殉職者の御霊に対しての黙とうを捧げました。また、原口総務大臣からは、「私どもは、このような不幸な事故が二度と起こらないよう、最善の努力を尽くしてまいるとともに、今後とも消防力の充実と防災体制の整備に取り組み、国民の安心・安全を守るべく邁進してまいります。」と追悼の言葉が捧げられました。

その後、殉職者への献花、社団法人江戸消防記念会会員による鎮魂の歌(木遣り)等が行われ、第29回全国消防殉職者慰霊祭は閉会しました。



参列者の方々



「御霊」の入場



「献花」を行う久保長官



「鎮魂の歌」(木遣り)



～第5回～

補助金制度による自治体内100%設置

(東京都檜原村)

予防課

～イントロダクション～

- 住宅用火災警報器の普及に当たっては、購入の負担が障害となることが多くあります。
- 今回は、檜原村安全・安心むらづくり協議会（以下「協議会」という。）がけん引役となり、村に補助金制度を設立させ、自治会等を通じて住宅用火災警報器の100%設置を達成した事例を紹介いたします。

(1) 地域・取組主体の概要

檜原村は、東京都の西端に位置し、広大な山間部(105.42km²)に木造家屋の集落が点在する高齢化の進んだ地域である。檜原村は健全な財政に支えられ、安全安心に関わる行政サービスが適切に行われている。このことから、当地域は、比較的災害・事故が少なく、都民の憩いの場として活用機会の多い地域でもある。

協議会は、檜原村安全・安心条例の施行(平成17年1月)に伴い設立された。警察署、消防署、消防団、自治会、保護司、民生・児童委員会、防犯協会、交通安全協会、教育委員会、小中学校、小中学校PTA、保育園、高齢者クラブなどの多様なメンバーで構成され、地域の安全安心に対する意識が高い。

(2) 共同購入の取組概要

平成18年10月から住宅用火災警報器設置事業補助金交付要綱を施行し、手上げ方式で希望者を募集したが、住宅用火災警報器の理解が低かったこともあり、成果が上がらなかった。

このため、協議会は、村制119周年となる平成20年に全戸設置を目標とし、平成19年4月から自治会等による普及啓発のためのローラー作戦を開始した。

取組主体	檜原村安全・安心むらづくり協議会
人数等	15人
消防署等	秋川消防署
職員数	57人
地域	東京都檜原村
人口/世帯数	2,753人/996世帯
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報・周知 (新聞・広報誌等、戸別訪問) ● 購入補助 (補助金等) ● 設置支援 ● 設置確認 (図面・写真等提出)

(普及期)

平成17年1月～
補助金交付に関わる村への働きかけ及び手上げ方式による普及

工夫点

- ①安全・安心むらづくり協議会による主導
- ②補助金制度

(展開期)

平成19年4月～
協議会、自治会、消防団等の連携によるPR及び設置促進

工夫点

- ③ローラー作戦
- ④写真を用いた設置確認
- ⑤取付支援の実施

(3) 工夫点の紹介

工夫点①：地域における日頃からの防災意識啓発

●実施内容

協議会は、檜原村安全・安心条例施行に伴い、平成17年1月に設置された。村、村民、警察等の関係機関が一体となって、犯罪・事故等を未然に防止し、安全で安心して暮らすことのできるむらづくりを推進することを目



的として、年3回程度の会議を執り行う。

火災による死者を発生させないことを目的とし、住宅用火災警報器の設置促進を図るために、補助金制度を村に働きかけ、平成18年10月に「住宅用火災警報器設置事業補助金交付要綱」創設に尽力した。

住民への働きかけは、協議会が中心となり、各自治会等を通じて意識啓発と設置世帯の取りまとめを推進した。

●ポイント

協議会は、多様なメンバーで構成され、檜原村の防災行政の一翼を担っている。最も重要な自治会組織は26あり、村と協働で事業を推進している。

工夫点②：補助金制度の創設

●実施内容

「住宅用火災警報器設置事業補助金交付要綱」の補助金の額は、2万円を限度とし、65歳以上の一人世帯及び65歳以上のみの二人世帯においては、設置経費が2万円を超える場合は、その超えた経費の9割の額を加算し補助される。

平成18年度予算は400万円を計上したが、手上げ方式による希望者募集であったことから、補助金申請額は170万円程度に止まった。19年度は、共同購入方式により設置促進を図るために1,300万円計上のところ、補助金申請額は1,200万円程度と伸びた。21年2月末現在の設置個数及び補助金額は以下のとおり。

設置件数の推移

	18年度		19年度		20年度		累計	
	設置家屋	設置個数	設置家屋	設置個数	設置家屋	設置個数	設置家屋	設置個数
設置個数	85	404	566	2,745	237	1,304	888	4,453
補助金額(円)	1,714,973		12,063,209		4,683,582		18,461,764	

注：実質設置戸数：996(100%)、都からの助成交付金有

当初は、補助金制度の活用方法が十分に周知されなかったため、自治会等が補助金を活用しての設置、及び補助金の申請方法について普及した。購入方法は、個人での購入も可とし、自治会取りまとめの場合は、村から業者リストを提供した。

●ポイント

2万円の補助は、1戸あたり5個～6個の住宅用火災警報器を無料で取り付けることが可能であるので、自己負担すべき檜原村以外の地域とでは、取組の姿勢やスピードに格差が生じていると考えられる。

高額な補助金制度をいち早く創設し、住民の負担をなくしたことは、住宅用火災警報器の設置促進に大きく貢献している。

工夫点③：ローラー作戦(徹底した戸別訪問)

●実施内容

ローラー作戦は、自治会役員、消防団員(8地区)、消防署員(消防署長も参加)を動員して、26自治会の未設置世帯に対して住宅用火災警報器の必要性及び補助金制度を積極的にPRした。まずは自治会役員や消防団員等が設置を呼びかけ、その後設置済の世帯を住宅地図でチェックしたものを作成し、未設置世帯については消防署員が訪問して説明した。

また、村の広報誌を通じて延べ7回のPR、路線バスでのアナウンスを通じて、住民の理解の浸透を図った。

●ポイント

自治会、消防団が戸別訪問しての積極的、きめ細かな説明が奏功した。

工夫点④：写真を用いた設置確認

●実施内容

補助金交付に関わる申請書には、設置状況の写真を添付することとなっている。

●ポイント

実際に設置されたかを確認することができる。

工夫点⑤：配布時の説明会実施

●実施内容

高齢者世帯の取り付けについては、自治会役員、消防団員が協力した。

●ポイント

自治会、消防団がきめ細かに対応した。

(4) その他のポイント等

●その他の防火・防災対策

災害時の連絡体制：各世帯に防災無線の受信機が設置されており、発信機(ハンディタイプ)は各地区の自治会館等に設置されている。また、毛布・水・食糧等も各自治会の全世帯2日分が会館に備蓄されている。

地域巡回：消防団(4分団、8部)による火災予防のための地域の巡回を週2回程度行い、防火・防犯を図っている。

防災訓練：毎年9月1日の前の日曜日に各消防団と自治会とで、地区ごとにメニューを決め村内全体で実施されている。

平成22年度総合防災訓練の実施概要

応急対策室

1. はじめに

「平成22年度総合防災訓練大綱」に基づき、政府総合防災訓練が9月1日(水)の「防災の日」に実施されました。

今年度の政府本部運営訓練は、東海地震・南海地震が突発的に同時に発生した場合を初めて想定し、総理大臣官邸において、緊急参集チームの参集・協議、官房長官会見、緊急災害対策本部会議及び総理大臣会見が行われました。



訓練を視察する菅総理大臣

また、静岡県総合防災訓練と連携した訓練として、訓練会場である静岡県伊東市に、菅直人内閣総理大臣を団長とする政府調査団を派遣する訓練が行われました。この政府調査団には、総務省からは原口一博総務大臣(9月1日現在)のほか、久保信保消防庁長官が派遣され、現地の防災訓練を視察しました。

消防庁においても、政府総合防災訓練への参加のほか、職員の参集訓練及び災害対策本部運営訓練を実施しました。



消防庁消防防災・危機管理センターにおける訓練の様子



地域住民とともに土嚙づくりを体験する原口総務大臣

2. 広域医療搬送訓練

広域医療搬送における組織体制の機能と実効性に関する検証を行うとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化を図ることを目的に、広域医療搬送実動訓練が実施されました。

この訓練は、東海地震の発生により、被災地である静岡県内の医療機関では多数の負傷者を受け入れることができなくなったとの想定で、政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した「東海地震応急対策活動要領」に基づき行われました。

被災地内広域搬送拠点(以下「域内拠点」という。)である航空自衛隊浜松基地、静岡空港及び愛鷹広域公園には、静岡県内外から災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。)など300名を超える訓練参加者が、自衛隊輸送機等により集結し、広域搬送拠点臨時医療施設(以下「SCU」という。)の設置訓練が行われました。

また、静岡県内の災害拠点病院からSCUに患者を搬送する域内搬送も行われ、SCUに搬送され安定化処置・トリアージを受けた負傷者は、自衛隊輸送機でDMAT同乗のもと被災地外広域搬送拠点(以下「域外拠点」という。)へ搬送されました。域外拠点である岡山県の岡山空港、千葉県の上総航空基地及び埼玉県航空自衛隊入間基地へは、緊急消防援助隊岡山県隊、千葉県隊及び埼玉県隊がそれぞれ出動し、域内拠点から搬送されてきた負傷者を、DMATと連携し、迅速に救急車内へ収容し、静岡県外の災害拠点病院(患者受入病院)に救急搬送するなど、消防と医療機関の連携した実践的な訓練が行われました。



千歳空港から自衛隊輸送機で
SCUへ集結する北海道DMAT



広域搬送された重傷者を救急車内に収容する
緊急消防援助隊千葉県隊



広域搬送された患者を引継ぎ、
救急活動にあたる緊急消防援助隊岡山県隊



緊急消防援助隊埼玉県隊と
DMATが連携した救急活動を実施

3. 政府現地本部訓練

東海地震における政府現地本部の開設・運営について、想定業務の具体化・検証等を目的として、初めて実動訓練が実施されました。

現地本部長(内閣府大島敦副大臣(9月1日現在))、消防庁を含む関係省庁職員からなる本部要員、DMAT事務局、静岡県要請のボランティア・コーディネータの参加のもと、立川広域防災基地において自衛隊ヘリコプターに資機材を積み込み、人員とともに静岡県庁に移動し、現地本部の設営が行われました。



自衛隊ヘリコプターによる静岡県庁への移動

静岡県の訓練と連携して、警戒宣言発令による現地警戒本部の設置、国と県における現地本部合同会議の実施及び東海地震発災による現地対策本部の設置運営訓練が行われました。



静岡県庁に設置された現地対策本部

4. おわりに

このほかにも、9月1日の「防災の日」を中心とする防災週間中に、全国各地で地域の実情に応じ、地震等の大規模災害を想定した訓練が、国の機関、事業所、地域住民等それぞれの役割を確認しつつ連携して行われました。地方公共団体の総合防災訓練の実施計画は47都道府県、参加団体は約2万9,000団体、参加人員は約160万人にのぼっています。

今年度は、6月11日から7月19日までの梅雨期における大雨など、全国各地で自然災害が発生する中、消防庁ではこのような訓練を通し、国民の一人ひとりが防災に関する意識を高めることが重要であると考えています。



KANAGAWA



神奈川県 藤沢市消防本部
消防長 鈴木 正明

一生住み続けたいまち 湘南藤沢

藤沢市は、南に相模湾を臨み、北には緑濃い相模台地の緩やかな丘陵が続く、気候温暖なまちです。市域の面積は、69.51km²で、東京から50キロ圏に位置し、鉄道などの交通の便に恵まれています。また、平成19年4月には市の人口は40万人を



史跡・名勝 江の島と富士山

を超え、本年、市制施行70周年という節目の年を迎えています。

古くは遊行寺の門前町、東海道五十三次の宿場町としてまちの第

一步を踏み出した藤沢市は首都圏近郊の観光・保養・住宅地として、また工業・商業都市として発展し、さらには4つの大学がある学園都市としての性格も加わった、自然環境と都市機能とが調和する住みやすいまちです。市のシンボルである江の島は江戸時代の浮世絵にも描かれている風光明媚な景勝地であり、江の島弁天橋から望む湘南海岸と富士山の美しさは、世界に比類ない風景です。

多様化する災害や都市構造の変化に対応するために

藤沢市消防本部は1本部2署11出張所1分遣所で組織されています。近年の災害の多様化や都市構造の変化などを考慮し平成21年7月1日に発足した高度救助隊を始めとする救助隊3隊、消防隊10隊、救急隊12隊、水難救助隊1隊で構成され、平成22年4月



高度救助隊訓練状況

1日現在、消防職員444人、消防団員501人が災害から市民を守るために邁進しています。また、記憶に新しい、平成20年

5月12日に発生した中国四川省における地震災害に際しては、当市からも消防職員2名を派遣するなど、市内にとどまらず活躍しているところです。

一人でも多くの市民を救うため

当本部では、公民一体となって、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりを推進しています。

特定の要件を満たし、救急隊到着前に適切な応急手当の実施が可能である事業所等に標章を交付する「救急セーフティステーション標章交付制度」を平成20年10月1日から施行しており、平成22年9月30日現在で101施設に交付しています。また、救命講習受講者は市人口の13.99%にあたる延べ5万7,397人にのぼっています。

国内屈指の海水浴場である当市の海岸では消防・警察・海上保安庁等の公的救助機関のほかに、ライフセーバー等の民間団体の体制も充実して



連絡会議の状況

います。この環境を活用して、今年度からは、公的救助機関と民間団体とで連絡会議を立ち上げて連携を強化し、さらに安全・安心な海辺の災害対応体制(救助力)を構築していくことを目指しています。

市民の目線で安全・安心な地域づくり

社会・経済情勢等の急激な変化に対応し、「市民の目線に立った市民経営」の展開と「一生住み続けたいまち湘南藤沢」の実現を目指すべく、当市では、市民の参画効果が高く、地域まちづくりが計画の中に位置づき、予算と権限のある地域完結型のまちづくりを行うといった、独自の手法による新たな総合計画の策定を進めています。

消防広域化や消防救急無線デジタル化など、消防が抱える課題の解消施策について、この新総合計画の中にも組み込みながら、今後も市民が安全・安心を実感できる地域づくりを推進していきます。

聴覚障がい者向け防火・防災ビデオ(DVD)に協力

盛岡地区広域行政事務組合消防本部

盛岡地区広域行政事務組合消防本部はこのほど、岩手県立視聴覚障がい者情報センターの依頼を受けて、聴覚障がい者向けの手話・字幕入りの防火・防災に関するビデオ(DVD)「トモちゃんが行く! 気をつけよう 火災と地震(手話・字幕付き)」の製作に協力しました。この防火・防災ビデオは、聴覚障がい者が理解しやすいように字幕や手話がついていて、火災での煙の怖さや地震の揺れを体験し、火災や地震への備えについて学ぶ様子をまとめたもので、「火災・地震編」と「特別編」で構成されています。



トモちゃんが様々な体験をもとに防火・防災を訴えている

女性消防隊発足100周年式典を開催

酒田地区広域行政事務組合消防本部/酒田市消防団

「酒田市飛鳥地区女性消防隊発足100周年記念式典」が10月11日、酒田市民会館希望ホールで開催されました。酒田港から40キロ沖にある飛鳥の飛鳥地区女性消防隊は、漁で男性が不在時でも残された女性たちの力で島を守るよう、日本で最初の婦人消防組織「婦人火防組(ふじんかんぽぐみ)」として1910年(明治43年)に創設されました。式典は、日本消防協会からこれまでの功績に対する表彰、女性消防団員のはしご乗り、女性消防団員意見発表など、盛会裡に行われました。



飛鳥地区女性消防隊の活動に対する功績が称えられた

消防通信 望楼 ぼうろう

全国消防音楽隊フェスティバルを開催

奈良市消防局

「第6回全国消防音楽隊フェスティバル~平城京から世界へ! 奏でよう防災のハーモニー~」が10月10日・11日の2日間、奈良市の平城宮跡会場など市内4か所で開催されました。このフェスティバルは、全国で活躍している消防音楽隊が平城遷都1300年で盛り上がる奈良市に集い、音楽という共通のメッセージを通して市民に防火・防災意識の高揚を図ることを目的としたもので、全国から21隊の音楽隊が参加しました。会場はほぼ満員の状態で、大いに盛り上がりました。



奈良市消防局のキャラクター「なっぴー」も応援に駆け付けた

全国初! 自動車教習所との協定を締結

八幡浜地区施設事務組合消防本部

八幡浜地区施設事務組合消防本部は9月22日、(株)八幡浜自動車教習所と「相互連携・協力の推進に関する協定」を締結しました。これは、大規模災害発生時において自動車教習所の敷地や施設を開放し、住民の一時避難や消火・救急及び救助等の活動拠点としての活用と、平時においては、消防車両乗り入れによる消防自動車運転技術の保持講習及び検定の実施により、消防自動車機関員の運転技術の向上を目的とするものです。これにより地域住民の安心・安全を守る強固な地盤が確立されました。



一時避難で利用する自動車教習所と締結式の様子(右上)

消防通信/望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



平成23年度消防大学校教育訓練計画

消防大学校では、平成23年度の消防大学校教育訓練計画を策定しました。平成23年度は、実態を踏まえた内容重複の排除、地方自治体のニーズ及び自治体の事務日程等に配慮した効果的かつ効率的な訓練を実施するため、次のとおり見直しを行っております。

1. 総合教育

(1) 幹部科

年度当初(4月期)は、募集が前年度の10月頃となっており、消防本部の事務手続上、入校者を選任することに困難を来しているため廃止し、年4回の実施とします。

(2) 新任消防長・学校長科

消防学校等での新任消防長教育を原則として廃止し、消防大学校で実施する新任消防長・学校長科において、安全管理及び現場指揮要領の教育内容を充実させ、全国的・統一的な教育訓練を一括して行います。

(3) 消防団長科

教育内容の見直しにより、教育日数を7日から5日に短縮します。



幹部科指揮シミュレーション訓練

2. 専科教育

教育の更なる効率化と充実

(1) eラーニングによる事前教育の実施

警防科と予防科において、eラーニングによる事前教育を導入し、集合教育日数をそれぞれ短縮します。(警防科▲1日、予防科▲2日)

(2) 教育内容の見直し

警防科、予防科、救助科及び火災調査科の教育内容を見直し、教育日数を34日に統一します。(警防科▲2日(※)、予防科▲1日(※)、救助科及び火災調査科▲3日)

※ eラーニングによる見直しと合わせると、警防科、予防科ともに3日の減となります。

3. 実務講習

(1) 緊急消防援助隊教育科の充実

教育訓練の目的を明確化し、緊急消防援助隊教育を強化するため、現行のNBC・特別高度救助コースと高度救助コースを、化学災害等に対応するNBCコースと救助を主眼とした高度・特別高度救助コースにそれぞれ再編し、定員を各60名とします。

(2) 危機管理・防災教育科

危機管理実務コースと国民保護コースを発展的統合し、目的の明確化を図ることとし、より実戦的な危機管理・国民保護コースとします。

また、トップマネジメントコースの実施回数を年2回から1回に変更します。

このほかの各学科・コースについても、消防大学校では、授業科目充実の基礎資料とするために各学科・コース修了時に学生に対しアンケートを実施しており、これらの評価等を参考にしながら、より効果的で充実した教育訓練内容とするよう積極的に内容の見直しを行っています。

平成23年度消防大学校教育訓練計画

区分	学科等の名称	目 的	期数 回数	定員 (名)	入寮期間 (平成23年4月～ 平成24年3月)	教育 日数 (日)	入寮 日数 (日)	
総合教育	幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。	25	84	6/13～7/28	32	46	
			26	66	8/31～10/19	32	50	
			27	66	10/24～12/9	32	47	
			28	78	1/16～2/29	32	45	
	上級幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。	75	48	1/18～2/3	12	17	
	新任消防長・学校長科	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	11	60	4/18～4/28	9	11	
			12	60	5/16～5/26	9	11	
消防団長科	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	59	36	8/29～9/2	5	5		
		60	36	12/5～12/9	5	5		
専科教育	警防科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	89	60	6/8～7/27	34	50	
			90	60	10/18～12/7	34	51	
	救助科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	64	60	4/11～6/2	34	53	
			65	60	8/22～10/12	34	52	
	救急科	救急隊長に対し、その職に必要な高度の知識及び能力を総合的に修得させる。	73	36	10/5～11/25	34	52	
			予防科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	90	48	8/22～10/12	34
	危険物科	危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	91	48	1/16～3/2	34	47	
6			42	5/10～6/8	21	30		
火災調査科	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	21	48	6/8～7/27	34	50		
		22	48	10/18～12/7	34	51		
新任教官科	新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。	6	84	3/6～3/16	9	11		
実務講習	緊急消防援助隊教育科	指揮隊長コース	緊急消防援助隊の指揮支援部隊隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	7	36	4/19～4/27	7	9
		高度・特別高度救助コース	高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	1	60	2/13～2/24	10	12
		NBCコース	緊急消防援助隊のNBC災害要員等に対し、NBC災害対応業務に必要な知識及び能力を修得させる。	1	60	3/5～3/16	10	12
		航空隊長コース	消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	8	36	5/16～5/27	10	12
	危機管理・防災教育科	トップマネジメントコース	地方公共団体の首長等に対し、大規模災害発生時における対応能力を修得させる。	12	100	*7月末予定	1	
		危機管理・国民保護コース	地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	1	126	12/12～12/16	5	5
自主防災組織育成コース	自主防災組織の育成担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	7	60	8/22～8/26	5	5		

*：施設外で実施する学科等の実施予定時期

消防大学校成績優秀者 (学生番号順)

科 名 (期)	氏 名	所属消防本部 (都道府県)
幹部科 (第21期) 6月8日～7月23日 57名	齋藤 孝一	安達地方広域行政組合消防本部 (福島県)
	荒井 和己	久喜地区消防組合消防本部 (埼玉県)
	三宅 嘉治	若狭消防組合消防本部 (福井県)
	重松 徹哉	静岡市消防局 (静岡県)
	片桐 康生	桑名市消防本部 (三重県)
	美谷 一哉	箕面市消防本部 (大阪府)
	益田 秋彦	八幡浜地区施設事務組合消防本部 (愛媛県)

消防研究センターにおける製品火災原因調査

1. はじめに

消防研究センターは消防本部が実施する火災原因調査の技術支援を行っています。

本年7月には総務省消防庁の機動鑑識車が仙台市消防局に配置になったところであり、今回は当車両を運用した製品火災原因調査事例について紹介します。

2. 火災概要

- (1) 出火場所 山形県東田川郡庄内町
- (2) 出火年月 平成22年7月
- (3) 火災概要 その他火災（エアコン室外機1台焼損）
- (4) 発生状況 火災となったのは一般家庭で平成14年から使用しているエアコン室外機で、家人は今年の7月に入ってから初めて30分間程使用しましたが、余り冷えることもなく、室内機から「ガタガタ」と異音が生じたため、スイッチを切りました。翌日に再度エアコンのスイッチを入れたところ、5分～10分後、隣人が室外機からの火災に気づき知らせに来たため、エアコンのスイッチを切り粉末消火器により消火したものです。

3. 調査対象物件及び支援に至る経緯

消防研究センターでは、本事案について酒田地区広域行政組合消防本部から原因究明が困難として技術支援依頼があったため、同本部と連携して本件火災原因調査に臨むことにしたものです。製品の概要は以下のとおりです。

- (1) 製品名 冷暖房兼用セパレート型ルームエアコン 室外ユニット
- (2) 製造会社 シャープ株式会社
- (3) 型式 AU-F251SY (1995年製)



写真1 機動鑑識車(仙台市消防局配置)

4. 調査概要

酒田地区広域行政組合消防本部が行う火災原因調査に消防研究センターが出向支援し、製造会社の立会いを受け調査を実施しました。本件については、分析機器を活用した調査が望ましいと判断されたため、X線透過装置やデジタルマイクロスコップを積載する機動鑑識車(仙台市消防局配置)を運用することとしました(写真1)。

調査に先がけて、火災時の現場の状況や製品の使用状況に関する情報を確認し、製造会社から製品についての説明を受けた後、調査を開始しました。

- (1) 焼損しているのは、正面から見て右側面の上部付近のみで合成樹脂製のケーシングが熔融焼失し、躯体内部の黒く焼損した基板、配線類が覗ける状態でした(写真2及び写真3)。その他に焼損は一切認められませんでした。
- (2) ケーシングを取り外し見分すると、コンプレッサーは、本体とアキュムレーター(冷媒液を気体に分離し、コンプレッサーへ送る保護装置)を包む防音断熱カバーの内外面とも焼損はなく、本体にも焼損はありませんでした。本体上部のターミナルボックス内は、電源端子、コンプレッサーのサーミスタに異状は認め



写真2 焼損したエアコン室外機の状況



写真3 エアコン室外機を分解し調査している状況



写真4 エアコン室外機の制御基板の焼損状況



写真7 デジタルマイクロスコープの活用状況



写真5 機動鑑識車に搭載されているX線透過装置



写真8 ファンモーター電源線の端子の熔融状況

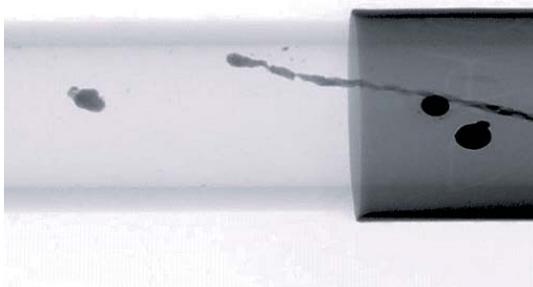


写真6 ファンモーター保護用ヒューズのX線画像

られませんでした。室外熱交換器部は、アルミフィンや冷媒管、四方弁、サイレンサー、アキュムレーター等の構成部品に至るまで破損等はなく、部分的に煤けが認められる程度でした。ファン部は、合成樹脂製プロペラファンとモーターケースに焼損は認められませんでした。

- (3) 制御基板を合成樹脂製電装ボックスごと躯体から取り外して見分すると、基板が部分的に炭化して焼け崩れ欠損している箇所が認められました。
- (4) 基板の残存部分の電子部品は、パワーモジュール、ダイオードブリッジ、トランジスタ等は煤けているのみで亀裂等はありませんでした。基板の焼損箇所を見分すると、電源線各端子の取付部に比較してファンモーター電源線の取付部は基板の焼失部分が多く認められました(写真4)。

ヒューズを確認するためにデジタルテスター及びX

線透過装置(機動鑑識車)を使用して非破壊検査を実施したところ、メインヒューズ及びインバータ回路保護用のヒューズに異常は認められないが、ファンモーター保護用のヒューズは溶断していることが判明しました(写真5及び写真6)。

- (5) ファンモーター電源線を見分すると、基板上を通る部分のみ被覆が焼失して心線は硬化し、脆い状態であり、電源線の端子と始動用コンデンサに至る端子をデジタルマイクロスコープで拡大観察すると、著しい溶融を確認することができました(写真7及び写真8)。

5. 調査結果

ファンモーター保護用ヒューズは導通がなく溶断していることから、ファンモーター回路に過電流が流れたと判断され、かつ、ファンモーターの電源線の端子と始動用コンデンサに至る端子に著しい溶融が認められることから、両端子間でトラッキング現象が発生し出火したものと判断されました。トラッキングに至る要因として、水分、埃等の混入の可能性が考えられました。

6. 機動鑑識車

本件は、新たに導入された機動鑑識車を運用することにより、X線透過装置やデジタルマイクロスコープを効果的に活用して原因究明した事例です。機動鑑識車は本年7月に仙台市消防局、同9月に京都市消防局に配置され、科学的な火災原因究明に活用されています。

消防車等の緊急走行に対する ご理解とご協力を

消防・救急課

自動車やバイクを運転中に、後ろからサイレンを鳴らし赤色灯を点灯させた消防車や救急車などの緊急自動車が近づいて来た。

皆さんのなかで、このような経験をされた方は、多いのではないのでしょうか。

その時、消防車や救急車などに進路をスムーズに譲ることができましたか。

消防車や救急車などは、災害現場へ一刻も速く到着し、いち早く消火活動や傷病者を医療機関へ搬送するために、

道路の右側部分に車体の全部又は一部をはみ出して走行することや赤信号の交差点に進入できるなど、一般車両には認められていない優先走行権が道路交通法で認められています。しかし、これらの緊急自動車も一般車両の協力を得てこそスムーズに走行することができます。

自動車等を運転中に緊急自動車が接近してきた場合は、進路を譲っていただき、一刻も早く災害現場に到着できるようご協力をお願いします。

道路交通法では、緊急自動車が接近してきた場合の対応が、次のように定められています。

○交差点又はその付近の場合

交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は、道路の右側。）に寄って一時停止しなければならない。

○交差点以外の場合

道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。



(写真提供：湖南広域消防局)

セルフスタンドにおける安全な給油について

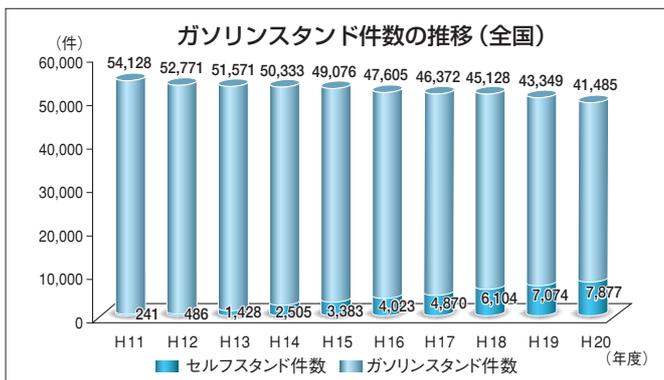
危険物保安室

セルフスタンド解禁の経緯

ドライバーが自ら給油を行うセルフサービス方式の給油取扱所（セルフスタンド）は平成10年4月から認められた比較的新しいガソリンスタンドの形態です。それまではドライバーが自ら給油を行うことは保安上の問題が多く認められていませんでしたが、セルフスタンドについて検討が行われた結果、一定の安全対策を講ずれば従来のガソリンスタンドと同等の安全性を確保することができることが確認され、セルフスタンドが解禁されました。

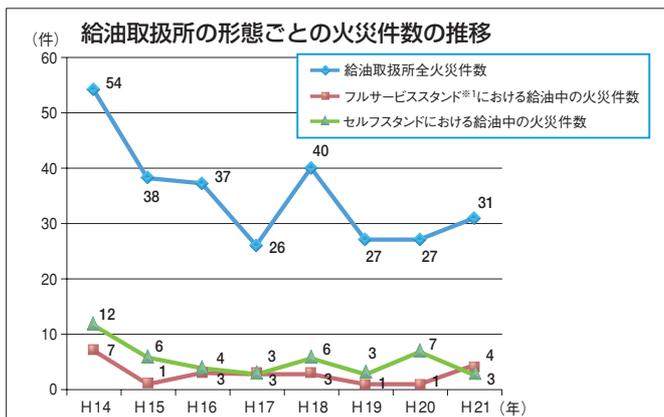
セルフスタンドの現状

近年、ガソリンスタンドの件数は全国的に減少傾向にあります。これとは対照的にセルフスタンドは増加しており、平成21年3月末現在、7,800件を超えています。



セルフスタンドの安全対策の改正経緯

セルフスタンドにおいて給油中に自動車の給油口付近で静電気が原因と考えられる火災が発生したことを受け、「火気厳禁」「給油中エンジン停止」「ガソリンの容器への注入禁止」など保安上必要な事項を記載する注意書きに「静電気対策に係る事項」を加えるよう、平成13年に各消防本部に通知しました。



※ 1…従業員による給油が行われるガソリンスタンド

給油取扱所全火災件数における火災発生率内訳 (%)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
セルフ火災事故発生率	22.2%	15.8%	10.8%	11.5%	15.0%	11.1%	25.9%	9.7%
フル火災事故発生率	13.0%	2.6%	8.1%	11.5%	7.5%	3.7%	3.7%	12.9%

また、セルフスタンドの火災発生率がフルサービススタンドに比べ高いことから、平成19年には危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）を改正し、給油ノズルは、静電気を有効に除去することができる構造とすることや給油中に吹きこぼれたガソリンが顧客に飛散しない措置を講ずること等が規定され、セルフスタンドの設備に関する安全対策の強化が図られました。

給油中の主な注意事項

セルフスタンドでドライバーが給油する際には、次の点に十分ご注意ください。

- ・ 車に給油する油種を十分に確認すること。
- ・ ライター、たばこ等の火気は使用しないこと。
- ・ ガソリンの容器への小分けは行わないこと。
- ・ 自動車又は原動機付自転車以外の水上バイク等への給油は行わないこと。

給油方法

※自動停止したら追加給油しないで下さい。油があふれる恐れがあります。
※給油方法がわからない場合や異常、油の吹きこぼれ等異常がある時は直ちに給油を停止し係員へ連絡して下さい。

静電気除去
静電気玉は必ず触る

給油を必ず
最後まで入れて下さい
ノズル取締所に入る

静電気を除去
レバーを引く

給油を完了したら
ノズルを戻す
ノズルを戻す

給油のキャップを締める

給油時の注意事項 (必ずお読み下さい)

給油中は給油口より目を離さないで下さい。
満タンになると給油を自動停止しますが、次の場合には油があふれる恐れがあります。

- ① 車種によるエアの抜けが悪い場合
- ② ノズルレバーを少しだけ引いてゆっくり給油した場合
- ③ バイク等で給油口へのノズルの挿入が浅い場合

※油があふれたときはすぐにレバーを戻して下さい。
※ノズルを取る時および給油口からはずした状態ではレバーに絡めないで下さい。

油種確認

火気厳禁

エンジン停止
バイク下車

車の燃料タンク以外の
給油禁止

携帯電話使用禁止

その他、計量機に表示されている使用方法、注意事項を必ずお読みください。またご不明な点があれば、計量機付近に設置されているインターホンでセルフスタンド従業員へお問い合わせください。

その他

セルフスタンドにおける給油に関しては、下記のホームページをご参考に、安全に給油してください。

総務省消防庁：セルフ給油に関する注意事項
http://www.fdma.go.jp/html/new/self_atten.pdf

石油連盟：セルフ給油での油吹きこぼれに関する注意事項
http://www.paj.gr.jp/paj_info/topics/2006/12/19-000282.html

雪害に対する備え

防災課

我が国では毎年、自然災害により多くの尊い人命が失われています。平成12年から平成21年までの10年間の自然災害による死者・行方不明者1,174名の災害種別による内訳を見てみると、雪害による死者・行方不明者は438名で、風水害589名に次いで多く、全体の4割近くを占めています。(地震・津波115名、その他32名)

雪害による人的被害の主な要因としては以下のようなものがあります。

- ・屋根の除雪作業中に転落
- ・除雪作業中の側溝等への転落
- ・除雪機の事故（巻き込まれなど）
- ・屋根からの落雪
- ・除雪作業という重労働による発症

毎年雪害による人的被害が数多く発生している状況を受けて、国では平成20年度に「雪害による犠牲者ゼロのための地域の防災力向上を目指す検討会」（事務局：内閣府、国土交通省。オブザーバー：総務省消防庁等）を設置し、雪処理に係る事故防止の徹底のための対策について提言をまとめるとともに、啓発用パンフレット「除雪中の事故防止に向けた対策」を作成・公表しました。このパンフレットは内閣府ホームページからダウンロード



パンフレット
「除雪中の事故防止に向けた対策」
(平成21年3月発行)

できます (http://www.bousai.go.jp/fusuigai/setugai/03/09_siryo4_s01.pdf)。

このパンフレットでも詳しく触れられていますが、除雪作業中の事故を防ぐためには、「2人以上で除雪作業を行う」「はしごの固定、ヘルメットや命綱の装着など、安全対策をしっかりとって作業



地域の協力による除雪作業
(写真提供：新潟県南魚沼市)

を行う」「除雪機の適切な利用」「経験、年齢、体力に対して過信せず、無理な作業を行わない」などのポイントを心がけることが重要です。

また、近年の傾向をみると、65歳以上の高齢者が犠牲となる割合が高く、全犠牲者のおよそ3分の2を占めています。こうした傾向は、豪雪地帯における高齢化の進展、除雪作業の担い手不足が要因の一つとなっていると考えられます。

こうした状況への対策として、隣近所、自治会、消防団、自主防災組織など、地域コミュニティの共助による除雪作業を実施できる仕組みや、地域内外のボランティア等の除雪作業の担い手が協力して作業できる仕組みの構築が有効です。国土交通省が作成している「共助による地域除雪の手引き～安全・効率的な雪処理方策マニュアル～」では、共助による地域除雪の手順やポイント等が、事例を交えて紹介されています (<http://www.mlit.go.jp/common/000112138.pdf>)。

今年もこれから本格的な雪のシーズンを迎えます。高齢者を念頭に置いた克雪体制の整備など、被災者の目線に立って、「何ができていれば犠牲が避けられたのか」という視点からきめ細やかな対策を行い、また積極的な啓発を通して住民の皆さんに雪に対する十分な理解と認識を持っていただき、雪害に強い安心安全なまちづくりを進めていきましょう。

地震発生時の出火防止

防災課

地震が発生したときに起こる火災が地震そのものによる被害を何倍にも大きくすることは過去の事例からも明らかです。平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災での出火原因としては、電気ストーブや配線などの電気関係や、ガスストーブやガスコンロなどのガス関係、また石油ストーブなどが主なものとして挙げられています。



初期消火

突然、大きな揺れに襲われたときは、まず自分の身の安全を守ることが大切です。あわてて行動すると、転倒した家具や飛び散ったガラスや陶器の破片で怪我をする恐れがあります。丈夫な机の下に身をかくしたり、家具から離れるなどして、揺れが収まったらすぐに火の始末をしましょう。揺れている時に無理をして火を消しに行くと、調理器具が落ちてきてやけどをする危険があります。

万が一、周りのものに火が付いてしまっても、初期のうちには消火器などで十分に消すことができますが、大声で隣近所に助けを求めることも大切です。

電気火災を防ぐ

地震では停電することがありますが、復旧したときに転倒した電気器具が作動して出火する通電火災に注意する

必要があります。避難などで家を空けるときも、電気のブレーカーを切り、電気器具はコンセントから抜いておきましょう。

また、ブレーカーを戻す際は、転倒したままの電気器具がないか、ガス漏れがないかなど安全を確認しましょう。

ガス漏れを防ぐ

最近、地震による大きな揺れを感知して自動的にガスの供給を遮断するマイコンメーターの設置が進んでいますが、念のため元栓を閉めてガス漏れを防ぎましょう。また、プロパンガスを使っているところでは、ボンベをチェーンで固定するなど転倒防止を行い、普段からの対策に努めましょう。



石油ストーブの対処

最近の石油ストーブは対震自動消火装置が付いているので危険性は少なくなりましたが、過信は禁物です。必ず火が消えたことを確認しましょう。また、石油ストーブの周りに燃えやすい物を置くことは火災につながります。普段から使用上の注意を守りましょう。

危険物事故防止対策論文の募集

危険物保安室

消防庁では、安全で快適な社会づくりに向けて危険物に係る事故防止の推進に役立てることを目的に、危険物保安技術協会と共催で危険物事故防止対策論文を募集しています。

募集内容

危険物に係る事故防止に関する次のような論文

- 事故防止及び安全対策に係わる提言、アイデア、経験等に関するもの
- 職場等における事故防止対策、安全活動等の自主的な取組に関するもの
- 実際に経験した事故等において、実施した対応を踏まえ、事故の拡大防止について考察したもの
- 事故防止の観点からとらえた危険物の貯蔵・取扱い上のノウハウの整理・分析事例及び教育(伝達)事例について
- 危険物施設において発生した、事故の原因調査及び事例の分析又は教訓とした事故の発生防止対策及び被害の拡大防止対策に関するもの
- 設備、機器等の検査技術に関する安全対策
- 事故に関する危険を取り除くための防止対策及び対応策に関するもの
- 危険物施設等の危険性を抽出し、評価する手法の活用例
- 危険物、少量危険物及び指定可燃物の貯蔵、取扱い及び輸送における安全対策について
- 事故の防止対策及び対応策に関する科学技術の基礎及び応用に関するもの
- その他事故防止対策に関するもの

応募資格

どなたでも応募できます。

応募締切

平成23年1月31日(月)必着

選考方法

学識経験者、関係行政機関の職員等による審査委員会において、厳正な審査を行います。

応募方法

応募方法は、消防庁ホームページの【報道発表】をクリックしていただき、平成22年10月の報道発表のうち、「第10回事故防止対策論文の募集」(平成22年10月1日)をご覧ください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2210/221001_1houdou/01_houdoushiryou.pdf

賞

消防庁長官賞

賞状及び副賞(20万円) <2編以内>

危険物保安技術協会理事長賞

賞状及び副賞(10万円) <2編以内>

奨励賞

賞状及び副賞(記念品) <若干名>

(副賞は危険物保安技術協会提供)

※受賞された方にはご本人に連絡するとともに、消防庁と危険物保安技術協会のホームページに受賞者の所属、氏名及び論文タイトル、危険物保安技術協会の機関誌と危険物等事故関連技術情報に所属、氏名及び受賞論文を發表します。

論文提出先

危険物保安技術協会 事故防止調査研修センター

〒105-0001

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

神谷町セントラルプレイス

電話：03(3436)2356

FAX：03(3436)2251

HPアドレス：<http://www.khk-syoubou.or.jp>

第14回消防防災研究講演会

－石油タンクの保安対策と消火技術－

消防研究センター

【主催】 総務省消防庁消防大学校消防研究センター
【日時】 平成23年1月28日(金) 10:00~15:25(予定)
【会場】 消防研究センター 本館大会議室(3階)
 東京都調布市深大寺東町4-35-3
【参加費】 無料 **【定員】** 200名程度
【参加申込期間】 平成22年12月10日(金)~平成23年1月7日(金)
 ※申込期間内に電子メールにて受け付けます。
 定員になり次第、締め切らせていただきます。

*後日、プログラムの内容・参加申込方法・申込先などの詳細を消防研究センターのホームページに掲載いたします。

消防研究センターホームページ <http://www.fri.go.jp>

問い合わせ
 消防庁消防研究センター 研究企画室
 電話: 0422(44)8331 (代表)

9月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防消第214号 消防予第384号 消防危第190号 消防特第167号	平成22年 9月 3日	各都道府県知事 各政令指定都市市長	消防庁長官	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表P F O S又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令」の公布について(通知)
消防消第215号 消防予第385号 消防危第191号 消防特第168号	平成22年 9月 3日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各政令指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長 消防庁特殊災害室長	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表P F O S又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の施行に伴う留意事項について(通知)
消防消第222号	平成22年 9月10日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防・救急課長	新任消防長の教育訓練の見直しについて
消防予第408号 消防危第196号	平成22年 9月10日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に係る建築基準法の取扱いを踏まえた火災予防条例(例)の取扱いについて
消防特第174号 22保安第22号	平成22年 9月14日	関係道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長 経済産業省原子力 安全・保安院保安課長	石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について(通知)
消防予第416号	平成22年 9月15日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・指定都市消防長	消防庁予防課長	P F O Sを含有する泡消火薬剤の混合使用について
消防予第417号	平成22年 9月15日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	平成22年秋季全国火災予防運動の実施について
消防予第419号	平成22年 9月15日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成22年秋季全国火災予防運動の実施について
消防予第423号	平成22年 9月16日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・政令指定都市消防長	消防庁予防課長	「令別表第一の改正に伴う消防法令の運用について」の一部改正について
消防第408号	平成22年 9月21日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況について
消防予第442号	平成22年 9月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・指定都市消防長	消防庁予防課長	P F O S含有泡消火薬剤を使用する泡消火設備の点検基準の改正及び点検上の留意事項等について(通知)

消防庁人事

平成22年 9月30日付

氏名	新	旧
勇 勢 欣一郎	辞職(東京消防庁日野消防署予防課危険物係長へ)	消防・救急課警防係長 併任 消防・救急課広域化推進係長

平成22年10月1日付

古 賀 友一郎	出向(総務省自治行政局公務員部公務員課高齢対策室長へ)	国民保護・防災部防災課広域応援対策官
石 山 英 顕	国民保護・防災部防災課広域応援対策官	総務省大臣官房付
山 下 剛 史	出向(総務省自治行政局選挙部政治資金課収支公開室へ)	総務課
後 藤 知 穂	総務課	総務省大臣官房秘書課
大 森 誠	消防・救急課警防係長 併任 消防・救急課広域化推進係長	東京消防庁高輪消防署総務課経理係長
鈴 木 恵 子	消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官	予防課消防技術政策室主任研究官
篠 原 雅 彦	予防課消防技術政策室主任研究官 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任解除	消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部専門調査官
久保田 勝 明	併任 消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官	予防課消防技術政策室主任研究官
内 藤 浩 由	併任 消防大学校消防研究センター技術研究部	予防課消防技術政策室